**平成２５年（フ）第５９２号**
大阪府泉南市信達牧野151番地メゾンアルル202号、前住所大阪府泉南市信達牧野65番地の23
債務者　藤原惠美子
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第５９７号**
大阪府和泉市幸３丁目17番70―401号
債務者　瀧　　正美（旧姓新居）
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第５９９号**
大阪府岸和田市天神山町１丁目２番３―406号
債務者　小池　光生
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第７７号**
福岡県大牟田市大字田隈101番地９　コーポ田隈１号
債務者　本村キミ子
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

**平成２５年（フ）第７３０号**
熊本県菊池郡大津町大字大津1522番地５
債務者　河村　光徳
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（フ）第３７号**
大分県日田市大字高瀬85番地22　末金アパート２号
債務者　中川　請子
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
大分地方裁判所日田支部

**平成２５年（フ）第２２５１号**
横浜市中区本牧町１丁目20番地　コーポ浜Ａ号室
債務者　池田　　隆
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第２１１号**
北海道帯広市柏林台南町４丁目１番地　市営836
債務者　尾関　志伸
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２５年（フ）第２１２号**
北海道帯広市白樺16条西３丁目11番地１　コーポラスロビン203
債務者　織田由紀子
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２５年（フ）第３９号**
熊本県球磨郡相良村大字深水240番地２
債務者　中村恵美子
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午前11時45分
熊本地方裁判所人吉支部

**平成２５年（フ）第９６７号**
千葉県市原市八幡1837番地１　株式会社キョウサイ寮
債務者　佐藤　正樹
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月３日午前10時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２５年（フ）第５８２号**
静岡県浜松市東区植松町62番地の13　グランドハイムルミネ８―203
債務者　石井　幸一
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

## 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**平成２５年（フ）第１６号**
山梨県甲府市上今井町559番地の４
破産者　有限会社齊栄建設
1　破産債権の届出期間　平成26年１月17日まで
2　一般調査期日　平成26年３月７日午後１時30分
平成25年12月13日
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第２５４７号**
名古屋市昭和区白金１丁目１番４号　プレザント白金902号、従前の住所名古屋市天白区保呂町2307番地　ロイヤル島田103号
破産者　椙村　　充
1　破産債権の届出期間　平成26年１月17日まで
2　一般調査期日　平成26年３月４日午前10時
平成25年12月16日
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第４１号**
佐賀県唐津市呼子町殿ノ浦1643番地
破産者　小宮　　茂
1　破産債権の届出期間　平成26年１月17日まで
2　一般調査期日　平成26年１月28日午後１時15分
平成25年12月17日　佐賀地方裁判所唐津支部

**平成２５年（フ）第３５９３号**
滋賀県草津市西渋川１丁目15番６号
破産者　森田　　誠
1　破産債権の届出期間　平成26年１月18日まで
2　一般調査期日　平成26年３月17日午後３時
平成25年12月17日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５５号**
愛知県稲沢市平和町東城郷内275番地３、従前の住所愛知県稲沢市平和町西光坊新町67番地
破産者　伊藤　正弘
1　破産債権の届出期間　平成26年１月20日まで
2　一般調査期日　平成26年２月７日午前10時30分
平成25年12月16日
名古屋地方裁判所一宮支部